

令和7年度

働き控え・経営難が懸念

★ News 『最低賃金』・全国平均 1118 円(時給)へ

中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)は、例年になく審議が難航しましたが、8月4日、令和7年度(2025年度)の地域別最低賃金の全国平均を、現在の時給1055円から63円引き上げ、時給1118円とする目安額を取りまとめました。過去最大の上げ幅となります。

物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、大幅な引上げが求められていますが、中小企業や小規模事業所では負担増による経営への厳しい影響が懸念されています(政府目標“2020年代に1500円達成”への日本商工会議所等の調査では、中小企業の7割以上が対応は困難と回答)。また、法改正による“106万円の壁”の撤廃は施行時が未定で“働き控え”が加速するのではともいわれています。

最低賃金は、全ての労働者に適用される時給の下限額で、都道府県毎に毎年、この目安額を参考に都道府県の最低賃金審議会が審議・決定し、10月以降(日付は都道府県毎に)適用されます。

★ News 『年金制度改革法』成立 → 「106万円の壁」撤廃は、3年以内に

『社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律』(年金制度改革法)が、衆議院で修正のうえ、6月13日成立し、6月20日公布されました。

■ 『年金制度改革法』のポイント

1. 社会保険の加入対象の拡大

① 短時間労働者の加入要件(右欄)のうち

- ・賃金要件を撤廃(公布から3年以内に)
- ・企業規模要件の段階的撤廃
(令和9年～令和17年までに段階的に)

【現行制度】厚生年金の被保険者数 51人以上の事業所の
短時間労働者は、社会保険加入の義務＝企業規模要件
・給与 月額8.8万円以上(年収約106万円)＝賃金要件
・週20時間以上・2カ月超雇用・学生でない(全てに該当)

② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、全業種を適用対象とする。

(令和11年10月施行) 但し、施行時に既存の事業所は、経過措置として当分の間、適用しない。

2. 在職老齢年金制度

年金を受給しながら働く高齢者の、「在職老齢年金」の支給停止となる収入基準額を月50万円から62万円に引き上げる。(令和8年4月1日～)

3. 遺族厚生年金制度

60歳未満で死別の場合(男女共通)、原則5年間の有期給付など、大きく制度改革(令和10年4月～)

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限を、65万円から75万円に、3年間かけて段階的に引き上げる。

実施時期：①令和9年9月(→68万円)②令和10年9月(→71万円)③令和11年9月(→75万円)

5. 私的年金制度

個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢を70歳未満(老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない人)に引き上げる。(公布から3年以内の政令で定める日に施行)

★ News 上半期・企業倒産 5,000 件超に

帝国データバンクによると2025年上半期の倒産件数は12年ぶりに5,000件を超え、負債総額5,000万円未満の小規模倒産が、63.2%を占めました。倒産増加の背景としては、ゼロゼロ融資返済負担、人手不足、後継者難、物価高が指摘され、業種別では、サービス業に次いで、小売業、建設業でした。

暑中お見舞い 申し上げます。

8月8日(金)～8月12日(火)

夏季休業させていただきます。



〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 2F

税理士法人 田中・吉野会計

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259